

2006 (H18)

## 特別教育を必要とする業務一覧表 (安衛法59)

区 分	作 業 者	業 務 内 容	規 則 条 文
グラインダー	研削といし取替え試運転作業者	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	安衛則 36(1)
プレス, シヤ-	プレス, シヤ-の安全装置等の取付け, 取外し, 調整の作業者	動力によるプレスの金型, シヤ-の刃部, 安全装置若しくは安全囲いの取付け, 取外し, 調整の業務	安衛則 36(2)
アーク溶接	アーク溶接機の溶接, 溶断作業者	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接, 溶断等の業務	安衛則 36(3)
電気	電気取扱者 (高圧, 特別高圧, 低圧)	充電電路又はその支持物の敷設, 点検, 修理, 操作, 充電部分が露出した開閉器の操作の業務	安衛則36(4)
フォークリフト	フォークリフト運転者	最大荷重 1 t 未満のフォークリフトの運転の業務 (道路上の走行運転を除く。)	安衛則 36(5)
ショベルローダー, フォークローダー	ショベルローダー等運転者	最大荷重 1 t 未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務 (道路上の走行運転を除く。)	安衛則 36 (5 の 2)
揚荷装置	揚荷装置運転者	制限荷重 5 t 未満の揚貨装置の運転の業務	安衛則 36(6)
集材装置	機械集材装置操作者	機械集材装置で, 原木の巻上げ, 空中において運搬する運転の業務	安衛則 36(7)
立木の伐木	伐木等作業者	立木の伐木 (胸高直径70cm以上), つりきりその他特殊な方法による伐木, かかり木 (胸高直径20cm以上) の処理の業務	安衛則 36(8)
チェーンソー	チェーンソー操作者	チェーンソーを用いて立木の伐採, かかり木の処理又は造材の業務	安衛則 36 (8 の 2)
車 両 系 建 設 機 械 等	車両系建設機械運転者 (整地, 運搬, 積込み, 及び掘削用)	機体重量 3 t 未満で, 動力を用い, かつ不特定の場所に自走できるものの運転の業務 (道路上の走行運転を除く。)	安衛則 36(9)
	車両系建設機械運転者 (解体用)	機体重量 3 t 未満で, 不特定の場所に自走できるものの運転の業務 (道路上の走行運転を除く)	安衛則 36(9)
	車両系建設機械運転者 (基礎工事用)	機体重量 3 t 未満で, 動力を用い, かつ不特定の場所に自走できるものの運転の業務 (道路上の走行運転を除く。)	安衛則 36(9)
	基礎工事用建設機械運転者	動力を用い, かつ不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務	安衛則 36 (9 の 2)

区 分	作 業 者	業 務 内 容	規 則 条 文
車 両 系 建 設 機 械 等	車両系建設機械の作業装置の操作者 (基礎工用)	基礎工用建設機械の作業装置の操作の業務 (車体上の運転席における操作を除く)	安衛則 36(9の3)
	車両系建設機械運転者 (締固め用)	ローラー運転の業務 (道路上の走行運転を除く。)	安衛則 36(10)
	車両系機械の作業装置操作者 (コンクリート打設用)	コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務	安衛則 36(10の2)
ボーリングマシン	ボーリングマシン運転者	ボーリングマシンの運転の業務	安衛則 36(10の3)
高所作業車	高所作業車運転者	作業床の高さ10m未満の運転の業務 (道路上の走行運転を除く。)	安衛則 36(10の4)
巻上げ機	巻上機運転者	動力駆動の巻上機(電気ホイス、エアホイス及びこれら以外の巻上機でゴンドラに係るものを除く。)の運転	安衛則 36(11)
動力車	軌条動力車運転者	軌条により人又は荷を運搬する動力車の巻上げ装置の運転の業務	安衛則 36(13)
ボイラー	ボイラー取扱者	小型ボイラーの取扱いの業務 (ゲージ圧力0.1MPa以下の蒸気ボイラー、伝熱面積3.5㎡以下、ゲージ圧力0.1MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積8㎡以下、ゲージ圧力0.2MPa以下の温水ボイラーで伝熱面積2㎡以下、ゲージ圧力1MPa以下で使用する貫流ボイラー等のもの)	安衛則 36(14) 施行令 1(4)
ク レ ン 等	クレーン運転士	1. つり上げ荷重が5t未満のクレーンの運転の業務 2. つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハの運転の業務	安衛則 36(15) クレーン則 21
	移動式クレーン運転士	つり上げ荷重の1t未満の移動式クレーンの運転の業務	安衛則 36(16) クレーン則 67
	デリック運転士	つり上げ荷重が5t未満のデリックの運転の業務	安衛則 36(17) クレーン則 107
	建設用リフト運転士	建設用リフトの運転の業務	安衛則 36(18) クレーン則 183
	玉掛け作業	つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務	安衛則 36(19) クレーン則 222
ゴンドラ	ゴンドラ操作者	ゴンドラの操作の業務	安衛則 30(20) ゴンドラ則 12

区 分	作 業 者	業 務 内 容	規 則 条 文
不整地運搬車	不整地運搬車運転者	最大積載量が1 t 未満の不整地運搬車の運 転の業務（道路上の走行運転を除く。）	安衛則 36（5の3）
高	圧縮機操作係員	作業室及び気閘室へ送気するため空気圧縮 機業運転する業務	安衛則 36（20の2） 高圧則 11
	送気調節係員	作業室又は潜水作業者への送気の調節を行 うためのバルブ又はコックの操作の業務	安衛則 36（21, 23） 高圧則 11
気	加減圧係員	気閘室への送気又は気閘室からの排気の調 整を行うバルブ又はコックの操作の業務	安衛則 36(22) 高圧則 11
	再圧室操作係員	再圧室を操作する業務	安衛則 36(24) 高圧則 11
圧	高圧室内作業者	高圧室内作業に係る業務	安衛則 36（24の2） 高圧則 11
	四アルキル鉛	四アルキル鉛作業者	四アルキル鉛等の取扱の業務
酸欠	酸素欠乏危険作業者	酸素欠乏危険作業に係る業務	安衛則 36(26) 酸欠別 12
化学設備	特殊化学設備作業者	特殊化学設備の取扱い、整備、及び修理の 業務 （第1種圧力容器の整備の業務を除く。）	安衛則 36(27) 施行令 20(5)
エックス線 ガンマー線	透過写真撮影操作者	エックス線装置又はガンマー線照射装置を 用いて行う透過写真の撮影の業務	安衛則 36(28)
放射性物質	核燃料物質等取扱い者	加工施設・再処理施設・使用施設の管理区 域内において核燃料物質・使用済燃料また はこれらによって汚染された物を取り扱う 業務	安衛則 36（28の2）
		原子炉施設の管理区域内において、核燃料 物質、使用済燃料又はこれらによって汚染 された物を取り扱う業務	安衛則 36（28の3）
粉じん	特定粉じん作業者	常時特定粉じんに係る業務	安衛則 36(29) 粉じん則 22
ずい道	ずい道内作業者	ずい道等の掘削、覆工等に係る業務	安衛則 36(30)
産業用ロボッ ト	産業用ロボット操作者	マニプレーター及び記憶装置を有する産業 用ロボットで、可動範囲内において教示等 を行う作業者と共同して当該産業用ロボッ トの可動範囲外において行う教示等に係る 機器の操作の業務	安衛則 36(31)

区 分	作 業 者	業 務 内 容	規 則 条 文
産業用ロボット	産業用ロボット操作者	産業用ロボットの可動範囲内での検査、修理、調整、確認又は可動範囲内において検査等を行う作業者と共同してロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務	安衛則 3632
自動車タイヤ	タイヤ空気充てん作業者	自動車用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務 (二輪自動車を除く。)	安衛則 3633
ダイオキシン		ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却路を有する廃棄物の焼却施設(第90条第5号の3を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。)においてはばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(第36号に掲げる業務を除く。)	安衛則 3634
		廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却路、集じん機等の設備の保守点検等の業務	安衛則 3635
		廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却路、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務	安衛則 3636
石綿	建築物又は工作物の解体等の作業	地面に固定されている石綿使用の建築物、工作物の解体等の作業に係る業務	安衛則 3637